

令和5年度

監査指摘事項等に対する措置状況
(財政援助団体等監査)

令和6年5月31日現在

目 次

ページ	財政援助団体等名（担当課等名）	監査対象
1	株式会社エフエンタープライズ（社会教育課）	西都市民会館指定管理料
2	特定非営利活動法人さいと旗たて会（福祉事務所）	西都市放課後児童健全育成事業補助金 西都市児童館指定管理料

※ 当局から報告された措置状況等は、令和6年5月31日現在です。

財政援助団体等名

株式会社エフエンタープライズ

担当課等名

社会教育課

監査実施日

令和5年7月4日

指摘事項	措置状況等
利用料金の減免については、指定管理業務を委託する市がその内容を決定し、運用させるものであるため、公共性、公平性、平等性を考慮し、市民会館条例規則第4条第2項及び第3項の規定に基づき、具体的基準等を指定管理者に提示されたい。	現在、利用料金減免の取り扱い基準（案）を作成し、類似する指定管理施設を所管する課等と協議中で、今後は、この基準を確定した後に指定管理者に提示する予定としております。

財政援助団体等名
担当課等名
監査実施日

特定非営利活動法人さいと旗たて会
福祉事務所
令和6年2月9日

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>管理物件の修繕は、西都市児童館の管理に関する基本協定書第9条第3項により、その経費は市が負担することとされているが、指定管理者が支出している案件がある。修繕等を行う場合は、福祉事務所と事前協議をされるよう指導されたい。</p>	<p>児童館から修繕要望の連絡を受け、現地調査を実施し、適切な処置を講じている。</p>
<p>施設の利用許可申請書については、西都市児童館の設置及び管理に関する条例第7条(利用者の範囲)の団体に該当する場合も個人名での受付がされている。利用許可については、条例で認められる団体であることが書類上でも確認できるよう指導されたい。</p>	<p>指導を受け、団体名を記入する欄を設けた様式に変更した。</p>
<p>施設の管理については、利用者の安全管理上、早急な修繕が必要な部分が見受けられた。指定管理者とともに再度の安全点検及び修繕等を実施されたい。</p>	<p>指定管理者とともに年に2回安全点検を実施し、危険箇所や修繕箇所を特定し、優先順位を考慮し適切な対応を実施している。</p>